

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）交付要綱を次のとおり制定する。

平成 27 年 4 月 9 日

環境大臣 望月 義夫

## 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）交付要綱

### （通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及びその他の法令（以下、「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （目的）

第2条 この補助金は、再生可能エネルギー由来の水素ステーションを設置する経費の一部を国が補助することにより、燃料電池自動車の普及を促進し、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資することを目的とする。

### （定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車をいう。
- 二 「再エネ」又は「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用すると認められるものをいう。
- 三 「水素ステーション」とは、水素を燃料とする自動車等に水素を供給する設備をいう。

### （交付の対象等）

第4条 この補助金は、地方公共団体、民間団体及びその他の法人が実施する再生可能エネルギー由来の水素ステーション導入事業（水素ステーション一式とその設置費用）（以下「補助事業」

という。)を交付の対象とする。補助事業は原則、以下の要件を全て満たすこととし、補助金交付の対象として環境大臣(以下「大臣」という。)が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、ソーラーパネルや風力発電等の再生可能エネルギー・システムを既に保有し、かつ、電力として活用可能な場合には、水素ステーション本体のみ(設置費用を含む。)が交付の対象となる。

- 一 燃料電池自動車に燃料として水素を供給するために必要な設備であること。
  - 二 水素ステーションで製造した水素をその場で燃料電池自動車に供給すること。
  - 三 水素製造に要する電力の全量相当分を再生可能エネルギーで賄うものであること。
  - 四 社会実装段階の水素ステーションであること。
- 2 前項に定める補助金の交付額は、水素ステーション1箇所あたり1.2億円を上限とする。
- 3 他の補助金等(適化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。)の交付を受けて行われる事業は、交付の対象としない。

#### (交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次項に掲げる方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

2 交付額の算定方法は次のとおりとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第1欄及び第2欄に掲げる補助対象経費の合計額と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容は別表第2を参照すること。
- 三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額に別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 2者以上の者が共同で補助事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表事業者を申請者とする。なお、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表事業者以外の者を共同事業者という。
- 3 大臣は、第1項に規定する交付申請書が到着した日から起算して、原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

#### (変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の

事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定は前項による変更交付申請にも準用する。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、第6条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条第1項ただし書の規定より交付額の算定が行われた場合、大臣は、補助金等に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行う旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 二 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、大臣に届け出なければならない。
- 三 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第7条に定める手続によるものとする。
  - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
  - イ 別表第1の第1欄に定める補助事業に要する経費相互間の経費の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額のいずれか低い額の15%以内の変更を除く。）をしようとするとき。
- 四 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 五 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について大臣の要求があった場合には、速やかに様式第7による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 七 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。
- 八 補助事業者は、補助事業の経費については、他の経理と明確に区分して経理を行うこととし、補助事業の経費についての収支簿を備え、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておくとともに、当該収入及び支出額について、その内容を証する書類を整備しておかなければならない。
- 九 補助事業者は、前号の収支簿その他の証拠書類は、補助事業の完了（第4号による中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったと

きはいつでも閲覧に供せるよう保管しておかなければならない。

- 十 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない。大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第11条第4項の規定により実績報告を行った場合には、この限りではない。
- 十一 大臣は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業が完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。
- 十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第9による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十三 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、大臣が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十四 補助事業者は、補助事業により整備された取得財産等に環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

#### （申請の取下げ）

第10条 申請者は、第8条第1項による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で大臣に申し出なければならない。

#### （実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第9条第4号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、事業を完了した日（第9条第4号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第10による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4

月30日までに前項の完了実績報告書に準じた年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 3 大臣は、補助事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第5条第1項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、第1項又は第2項の完了実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第12条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第3号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第11による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、補助事業者が地方公共団体であって、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の議決を必要とする場合で、かつ、当該期限により難い場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で大臣が別に定める日以内とすることができる。
- 4 大臣は、前項の返還期限内に返還を命じた額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第12による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消等)

第14条 大臣は、第9条第4号に定める補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に従わない場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 大臣は、前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に

補助金が交付されているときは、期限を付して交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適化法第17条第1項に基づく交付決定の取消である場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項（ただし書を除く。）及び第4項の規定を準用する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省水・大気環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

別表第1

1. 区分	2. 費目	3. 基準額	4. 補助率
1. 設備機器費（水素供給設備一式） 補助事業の実施に必要な設備に要する経費	(1) 再生可能エネルギー由来発電設備 (2) 受電設備 (3) 水素製造装置 (4) 圧縮機 (5) 蓄圧器 (6) ディスペンサー (7) プレクーラー (8) 冷却水装置 (9) 計装空気設備・窒素設備 (10) 散水設備・貯水槽・防消火設備 (11) 制御装置・監視装置・検知警報設備 (12) その他設備（その他水素を燃料として当該自動車に供給するために必要な設備）	大臣が必要と認めた額	3／4
2. 設計費 補助事業の実施に必要な設計に要する経費	(1) 設計費（土質調査・測量を含む。） (2) 官公庁申請費		
3. 設備工事費 補助事業の実施に必要な工事に要する経費 (運搬費用は除く。)	(1) 基礎工事費 (2) 現地配管工事費 (3) 据付工事費 (4) 試運転調整費 (5) 補装工事費 (6) 給排水設備工事費 (7) 照明設備工事費 (8) 電気工事費		
4. 付帯工事費 補助事業の実施に付帯する工事に要する経費	(1) 給水配管・排水配管工事費 (2) 電気の供給設備に関する工事費		
5. その他間接的経費・管理費 補助事業の実施に必要な仮設・現場・管理に要する経費	(1) 共通仮設費 (2) 現場管理費 (3) 一般管理費 (4) 諸経費		

別表第2

1. 区分	2. 費目	3. 定義
1. 設備機器費（水素供給設備一式） ※工事費用は別途計上する。	(1) 再生可能エネルギー由来発電設備	太陽光パネル、風車等の発電設備
	(2) 受電設備	高圧交流開閉器、キュービクル式受変電設備等の機器本体
	(3) 水素製造装置	水素製造装置本体、原動機及び補機（改質設備／水電解設備等の水素製造に係る設備、水素精製設備、水素除湿設備、原料圧縮機、純水製造設備、制御設備、ベース架台、防音ボックス、換気設備、照明設備、弁、安全弁、圧力計、温度計、ガス漏えい検知器、水素純度測定分析計、凍結防止装置）
	(4) 圧縮機	ガス圧縮機本体、原動機及び補機（弁、圧力計、温度計、水分除去装置、圧力制御装置、吸水フィルタ、吐出フィルタ、インターフーラー、アフタークーラー、セパレーター、潤滑油タンク、潤滑油ポンプ、サージタンク、安全弁等）、吸入から吐出までの本体及び補器の接続配管、ベース架台、防音ボックス、防音ボックス換気設備、防音ボックス照明設備、原動機側制御盤、付属電気設備、低圧水素昇圧設備 水素ガスサクションタンク・サクションスナッバータンク及び補機（弁、安全弁、圧力計、圧力制御装置、フィルタ）、接続配管
	(5) 蓄圧器	ガス容器本体、弁、安全弁、圧力計、温度計、圧力制御装置、接続配管、ガス容器取付架台、カバー、照明設備
	(6) ディスペンサー	流量計、弁、圧力計、温度計、圧力制御装置、充填ホース、緊急離脱カプラー、充填カプラー、表示器、カードリーダー、プリンタ、接続配管、充填管理システム、防護柵、課金システム、通信機器（通信充填用受信機器等）、充填ノズル
	(7) プレクーラー	プレクール熱交換器、冷凍機、冷媒配管、制御装置、補機
	(8) 冷却水装置	冷却水供給装置、冷却塔、ポンプ、熱交換器、ファン、原動機、接続配管
	(9) 計装空気設備・窒素設備	計装空気圧縮機（駆動用を含む）、原動機及び補機、窒素設備、接続配管
	(10) 散水設備・貯水槽・消防火設備	冷却散水ポンプ、原動機及び補器、貯水槽及び付属品
	(11) 制御装置・監視装置・検知警報設備	水素製造装置、圧縮機、蓄圧器、プレクーラー、ディスペンサー、冷却散水ポンプ等の制御装置、ガス洩れ検知警報設備、火炎検知設備、感震設備、制御盤屋外ボックス、防犯・セキュリティ設備（避雷針を含む）、通報装置、非常停止装置、警戒票
	(12) その他設備	その他燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備（ディスペンサー上の屋根、衝突防止柵、障壁等）

1. 区分	2. 費目	3. 定義
2. 設備費	(1)設計費	水素供給設備の設計費、土木・建設工事の設計費（土質調査、測量を含む）、図書作成費
	(2)官公庁申請費	高圧ガス製造許可申請、開発許可申請、建築確認申請等の届出費用、届出図書作成費
3. 設備工事費	(1)基礎工事費	水素供給設備一式（受電設備、水素製造装置、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御装置・監視装置・検知警報設備、その他の設備）に係る基礎工事、付属配管を敷設する為の工事（トレンチ等）
	(2)現地配管工事費	冷却散水設備用配管（弁、散水ノズル等の付属品を含む貯水槽以降及び貯水槽への給水配管）工事、計装空気配管工事（弁等の付属品含む）、ベント配管工事（水封タンク含む）、防消化装置用配管
	(3)据付工事費	水素供給設備一式に係る据付工事費
	(4)試運転調整費	水素供給設備一式に係る試運転調整費
	(5)舗装工事費	水素スタンド用地及び付属配管の埋設部分の舗装工事費、法定緑化工事費、碎石敷費 ※車両停車位置等の表示を含む。
	(6)給排水設備工事費	敷地内給水・排水に係る設備一式の設備工事費（冷却水などの給水、散水、雨水等の排水等）（水素スタンド用地内に限る）※材料費、工事費を含む
	(7)照明設備工事費	必要な照度を確保するための照明設備工事費（高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則に定めるものを含む）
	(8)電気工事費	水素供給設備一式に係る電気工事費 ※材料費、工事費を含む。
	(1)給水配管・排水配管工事費	給水配管・排水配管に関する工事費（無形資産で償却）
4. 付帯工事費	(2)電気の供給設備に関する工事費	電気の供給設備に関する工事費
	(1)共通仮設費	「公共建築工事積算基準」に準じた共通仮設費
	(2)現場管理費	「公共建築工事積算基準」に準じた現場管理費
	(3)一般管理費	「公共建築工事積算基準」に準じた一般管理費
5. その他間接的経費・管理費	(4)諸経費	その他必要な経費で環境大臣が承認した経費

様式第1（第6条関係）

番号  
年月日

環境大臣 殿

住所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地域再エネ水素ステーション導入事業)交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)交付要綱第6条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

2 補助金交付申請額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

3 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおり

4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日 ～ 年 月 日

5 その他参考資料

注1 「5 その他参考資料」として、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）及び定款を添付すること。また、別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備システム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・計算書等を添付すること。

2 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

3 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

## 別紙1

## 地域再エネ水素ステーション導入事業実施計画書

事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
事業実施の担当者	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
経理責任者	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
共同事業者	団 体 名	事 業 実 施 責 任 者			
		氏 名	所属部署・役職名	電話／FAX	E-mailアドレス
事業計画・実施内容	※ 燃料電池自動車の調達及び利用の内容（燃料電池自動車の調達予定台数及び年間予定走行距離も記載すること）を簡潔に記載すること。				
	※ 新たに設置する水素ステーションにより、燃料電池自動車の使用地域をどれほど効果的に拡充できるか（既存の水素ステーションから新たに設置する水素ステーションとの最短走行距離も記載すること）を簡潔に記載すること。				
	※ 燃料電池自動車及び水素ステーションについて、将来の普及拡大のビジョンを簡潔に記載すること。				
導入設備	※ 事業により導入する設備について、その規模・構造・導入場所等を記載すること。				

二酸化炭素排出抑制効果	<p><b>【CO2削減効果】</b></p> <p>※1 下記留意事項を踏まえ、事業実施前の1年間におけるCO2排出量を推計する。これに基づき、事業実施後3年間におけるCO2削減量の見込み量を記載すること。</p> <p>※2 事業実施後3年間にわたって、毎年度末にCO2削減量をモニタリング・報告するものとし、その具体的な方法について記載すること。</p> <p><b>【CO2削減効果の算定に当たっての留意事項】</b></p> <p>※1 CO2削減効果の算定は、具体的に検証可能な数値に基づくものとすること。</p> <p>※2 申請に当たっては、当該数値を把握する具体的な方法を明示すること。</p> <p>※3 具体的な数字をもとに推計を行った場合には、その推計の根拠となる算定式を示すこと。</p> <p>※4 CO2排出量の算定に当たっては、以下の排出係数を使用すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料種</th><th>単位</th><th>値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td><td>kgCO2/リットル</td><td>2.32</td></tr> <tr> <td>軽油</td><td>kgCO2/リットル</td><td>2.58</td></tr> <tr> <td>液化石油ガス (LPG)</td><td>kgCO2/kg</td><td>3.00</td></tr> <tr> <td>液化天然ガス (LNG)</td><td>kgCO2/kg</td><td>2.70</td></tr> </tbody> </table>	燃料種	単位	値	ガソリン	kgCO2/リットル	2.32	軽油	kgCO2/リットル	2.58	液化石油ガス (LPG)	kgCO2/kg	3.00	液化天然ガス (LNG)	kgCO2/kg	2.70
燃料種	単位	値														
ガソリン	kgCO2/リットル	2.32														
軽油	kgCO2/リットル	2.58														
液化石油ガス (LPG)	kgCO2/kg	3.00														
液化天然ガス (LNG)	kgCO2/kg	2.70														
事業の実施体制	<p><b>【事業の実施体制】</b></p> <p><b>【設備の維持管理体制】</b></p> <p>※ 導入する設備を申請者以外の事業者が運用・管理する場合には、その事業者等を含めて記載すること。</p>															
資金計画	<p>※ 事業に関する収支と資金の調達計画（方法）を記載すること。</p>															
事業実施のスケジュール	<p>※ 事業のスケジュールを記載すること。</p>															
備考	<p>※ 他の助成制度により、これまで関連する事業を行っている場合、又は今後関連する事業に取り組むことを計画している場合には、その取組内容を簡潔に記載すること。</p>															

注：①本計画書に、導入する設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付すること。

②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載すること。

③記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。

## 別紙2

## 地域再エネ水素ステーション導入事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他 の収入額	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 3/4
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目	金額	積算内訳		
1. 設備機器費（水素供給設備一式）	円			
(1) 再生可能エネルギー 一由来発電設備	@	円 × ○台		
(2) 受電設備	@	円 × ○台		
(3) 水素製造装置	@	円 × ○台		
(4) 圧縮機	@	円 × ○台		
(5) 蓄圧器	@	円 × ○台		
(6) ディスペンサー	@	円 × ○台		
(7) プレクーラー	@	円 × ○台		
(8) 冷却水装置	@	円 × ○台		
(9) 計装空気設備・窒素設備	@	円 × ○台		
(10) 散水設備・貯水槽・防消火設備	@	円 × ○台		
(11) 制御装置・監視装置・検知警報設備	@	円 × ○台		
(12) その他設備	@	円 × ○台		
2. 設計費	円			
(1) 設計費	@	円 × ○人・工		
(2) 官公庁申請費	@	円 × ○人・工		
3. 設備工事費	円			
(1) 基礎工事費	@	円 × ○人・工		
(2) 現地配管工事費	@	円 × ○人・工		
(3) 据付工事費	@	円 × ○人・工		
(4) 試運転調整費	@	円 × ○人・工		

(5) 舗装工事費		@	円 × ○人・工
(6) 給排水設備工事費		@	円 × ○人・工
(7) 照明設備工事費		@	円 × ○人・工
(8) 電気工事費		@	円 × ○人・工
4. 付帯工事費	円		
(1) 給水配管・排水配管工事費		@	円 × ○人・工
(2) 電気の供給設備に関する工事費		@	円 × ○人・工
5. その他間接的経費・管理費	円		
(1) 共通仮設費		@	円 × ○人・工
(2) 現場管理費		@	円 × ○人・工
(3) 一般管理費		@	円 × ○人・工
(4) 諸経費		@	円 × ○人・工
合計	円		

購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）

名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定期

注：本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

様式第2（第7条関係）

番号  
年月日

環境大臣 殿

(補助事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地域再エネ水素ステーション導入事業) 変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）について、下記のとおり交付申請を変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 国庫補助変更申請額

2 変更内容

3 変更理由

（注）具体的に記載する。

注1 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

3 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

4 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地域再エネ水素ステーション導入事業)交付決定通知書

補助事業者 殿

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日 環境大臣 印

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。

2 補助金の国庫補助基本額及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、国庫補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

国庫補助基本額 金 円  
補助金の額 金 円

3 補助対象経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。

4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額はこの交付決定額を上限とする。

5 補助事業者は、適化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）交付要綱（平成 年 月 日 環水大自発第 号。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。

6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。

7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第4（第9条関係）

番号  
年月日

環境大臣 殿

(補助事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地域再エネ水素ステーション導入事業) 計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)の計画を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)交付要綱第9条第3号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に( )書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

3 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

4 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

様式第5（第9条関係）

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

(補助事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地域再エネ水素ステーション導入事業) 中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)を下記のとおり中止(廃止)したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)交付要綱第9条第4号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止(廃止)を必要とする理由
- 2 中止(廃止)の予定年月日
- 3 中止(廃止)が補助事業に及ぼす影響
- 4 中止(廃止)後の措置

- 注1 中止(廃止)までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2に交付決定額を上段に( )書きし、中止(廃止)時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。
- 2 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 3 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

様式第6（第9条関係）

番号  
年月日

環境大臣 殿

(補助事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地域再エネ水素ステーション導入事業) 遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)の遅延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)交付要綱第9条第5号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定期日

- 注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。  
2 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。  
3 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

様式第7（第9条関係）

番号  
年月日

環境大臣 殿

(補助事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地域再エネ水素ステーション導入事業) 遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）の遂行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）交付要綱第9条第6号の規定により下記のとおり報告します。

記

1 経費区分等

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況

注1 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

様式第8（第9条関係）

番号  
年月日

環境大臣 殿

（事業実施者）

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）交付要綱第9条第10号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（要綱第12条第1項による額の確定額）

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

注1 別紙として積算の内容を添付すること。

- 2 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 3 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

様式第9（第9条関係）

平成〇〇年度〇〇〇〇補助金（××××事業）  
取 得 財 産 等 管 理 台 帳 （平成 年度）

財 産 名 (備品等名)	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）交付要綱第9条第13号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第10（第11条関係）

番号  
年月日

環境大臣 殿

(補助事業者)

住所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地域再エネ水素ステーション導入事業) 完了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）を完了（廃止）しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）交付要綱第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円（平成 年 月 日 番号）  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 補助金の経費収支実績

別紙1 経費所要額精算調書のとおり

3 補助事業の実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 添付資料

- (1) 完成図書（各種手続き等に係る書面の写しを含む。）
- (2) 写真（工程等がわかるもの）
- (3) その他参考資料（領収書等を含む。）

注1 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

## 別紙1

経費所要額精算調書  
(地域再エネ水素ステーション導入事業)

## 1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入額	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 3/4	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

## 2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
1. 設備機器費（水素供給設備一式）	円	
(1) 再生可能エネルギー 一由来発電設備	@	円 × ○台
(2) 受電設備	@	円 × ○台
(3) 水素製造装置	@	円 × ○台
(4) 圧縮機	@	円 × ○台
(5) 蓄圧器	@	円 × ○台
(6) ディスペンサー	@	円 × ○台
(7) プレクーラー	@	円 × ○台
(8) 冷却水装置	@	円 × ○台
(9) 計装空気設備・窒素設備	@	円 × ○台
(10) 散水設備・貯水槽・防消火設備	@	円 × ○台
(11) 制御装置・監視装置・検知警報設備	@	円 × ○台
(12) その他設備	@	円 × ○台
2. 設計費	円	
(1) 設計費	@	円 × ○人・工
(2) 官公庁申請費	@	円 × ○人・工
3. 設備工事費	円	

(1) 基礎工事費		@	円 × ○人・工		
(2) 現地配管工事費		@	円 × ○人・工		
(3) 据付工事費		@	円 × ○人・工		
(4) 試運転調整費		@	円 × ○人・工		
(5) 舗装工事費		@	円 × ○人・工		
(6) 給排水設備工事費		@	円 × ○人・工		
(7) 照明設備工事費		@	円 × ○人・工		
(8) 電気工事費		@	円 × ○人・工		
4. 付帯工事費	円				
(1) 給水配管・排水配 管工事費		@	円 × ○人・工		
(2) 電気の供給設備 に関する工事費		@	円 × ○人・工		
5. その他間接的経 費・管理費	円				
(1) 共通仮設費		@	円 × ○人・工		
(2) 現場管理費		@	円 × ○人・工		
(3) 一般管理費		@	円 × ○人・工		
(4) 諸経費		@	円 × ○人・工		
合計	円				
取得した財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕 様	数量	単 価	金 額	購入時期

注：本内訳に、領収書等を添付すること。

様式第11（第12条関係）

第 号

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地域再エネ水素ステーション導入事業)交付額確定通知書

補助事業者 殿

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)については、平成 年 月 日付け第 号の完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第15条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

確 定 額 金 円

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金〇〇〇〇〇円については、適正化法第18条第2項の規定により平成〇〇年〇〇月〇〇日までに返還することを命ずる。

## 様式第12（第13条関係）

番号  
年月日

環境大臣 殿

(事業実施者)

住所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地域再エネ水素ステーション導入事業) 精算(概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた  
 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)の精算払(概算払)を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)交付要綱第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

(概算払の場合) (単位:円)

補助対象経費の区分	交付決定額 ①	支 出 費 用 状 況			概 算 払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合 計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合) (単位:円)

付 決 定 額	確 定 額	請 求 額
①	①	①

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

- 注1 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。  
 2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」「氏名又は名称」「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。